地 医 第 １ ８ ０ 号
令和５年５月２２日

新潟県診療放射線技師会長　様

新潟県福祉保健部地域医療政策課長

令和５年度知事表彰候補者の推薦について（依頼）

日頃、県の保健医療行政に対し格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、毎年 11 月に「新潟県褒章規則」に基づき、各種功労者に対する知事表彰を行っております。

ついては、「新潟県褒章規則」及び「新潟県褒章規則取扱要領」に基づき、該当者がありましたら、下記により御推薦くださるようお願いします。

なお、該当がない場合にも、その旨御連絡くださるようお願いします。

記

１　提出書類及び提出部数
別紙「令和５年度ヒアリング調書（推薦予定者一覧）」　１部

２　提出期限
令和５年６月２日（金）必着

３　その他
不明な点がある場合は、下記担当までメールでお知らせください。

担当：医療指導係　山田
TEL：025-280-5184
FAX：025-284-0277
E-mail：ngt040320@pref.niigata.lg.jp

別表第１（新潟県褒賞規則取扱要領第３条関係）

規則第２条関係推薦基準（抜粋）

個　人	1　年齢は表彰日現在で60歳以上であって、次の各号のいずれかに該当する者 (1)　30年以上同一の業務に従事し、その業務について特に著しい功績のあった者 (2)　地方自治功労者のうち、市町村長及び市町村議会議員については、在職20年以上の者並びに助役、収入役、選挙管理委員会委員、人事委員会委員、公平委員会委員及び監査委員については、吏員の期間（２分の１換算）を通算し、30年以上の者で地方自治の振興に功績のあった者 (3)　当該団体の理事以上の職に20年以上在職し、当該団体の発展に功績のあった者 2　10号及び13号については、年齢、年数にかかわらず、表彰するにふさわしい者
団　体	1　活動範囲が市町村の区域を越え、20年以上継続して活動し、かつ、今後も活動を継続するもの 2　10号及び13号については、年数にかかわらず、表彰するにふさわしいもの
備　考	1　有名人等にかたよらず功績顕著なもので、特に表彰するにふさわしいと認められるものとする。 2　当該団体（市町村を含む。）で表彰制度のある場合は、その受彰者を優先させること。 3　規則第９条に掲げる欠格条項のほか、経営上の欠陥や社会的不道徳のあるもの等住民感情にそぐわないものは除くこと。 4　同一の功労により、叙勲、褒章、大臣表彰及び知事表彰（記念行事表彰を除く。）を受けているものは表彰の対象としないものとする。 5　活動年数及び在職年数の計算は、表彰日現在で算定する。

備　考	6　規則第２条各号の取扱いは、次のとおりとする。 １号（地方自治）関係 ・　地方自治の進展を目的とする団体には、市長会、町村会、一部事務組合等を含み、市町村は除く。 ２号（社会福祉）関係 ・　社会福祉関係団体、社会福祉施設、社会保険関係団体、援護関係団体等を含む。 ３号（保健衛生）関係 ・　保健・医療・環境衛生、薬事衛生を含む。 ４号（生活環境）関係 ・　消費生活関係団体、自然保護団体を含む。 ５号（商工業）関係 ・　鉱業関係団体を含む。 ６号(勤労)関係 ・　労働組合を含む。 ７号(農林水産業)関係 ・　土地改良関係団体を含む。 ８号（土木事業）関係 ・　建築、営繕関係団体を含む。 ９号（教育、体育）関係 ・　図書館、幼稚園、学術、技芸等を含む。 10号（芸術、文化）関係 ・　文化関係団体の役員を含む。 11号（交通）関係 ・　交通安全協会等を含む。 12号（防犯活動）関係 ・　防犯協会等を含む。 13号（善行）関係 ・　事前に秘書課に合議すること。 14号関係 ・　県主催以上の統計調査業務に従事した者を含む。 ・　貯蓄、納税関係団体を含む。 ・　1～13号で取り扱うもの以外のもの。